

養育費確保支援事業の実施

本市では、ひとり親家庭の母又は父を対象に、養育費を確実に受け取り経済的な安定を図ることができるよう、養育費確保支援事業を行います。

この事業は、子どもにやさしいまちづくりの一環として実施するもので、ひとり親家庭の経済的な安定とこどもの健やかな成長のため養育費確保に向けた支援および専門的な相談ができる機会を確保するものです。

なお、養育費確保支援事業として「養育費等法律相談事業」「養育費に関する公正証書等作成促進補助事業」「養育費保証契約保証料補助事業」の3つの事業全てに取り組むのは、宮城県内で本市が初めてとなります。

報道機関の皆様におかれましては、ぜひ取り上げていただきますようお願いいたします。

記

1. 事業内容

(1) 養育費等法律相談事業

養育費確保や親子交流等にかかる弁護士等による相談

対 象：離婚前後のご家庭

内 容：養育費・親子交流等の取り決めや受取に関する無料相談会を実施

実施日：8月26日、9月30日、12月16日（年3回、要予約）

会 場：富谷市役所

(2) 養育費に関する公正証書等作成促進補助事業

公正証書等作成や養育費請求調停等に要する対象経費を補助

内 容：養育費の取り決めを行い、公正証書や調停証書の作成など債務名義化する際に係る経費を補助（公証人手数料、養育費請求調停、離婚申立てに要する収入印紙代等）

補助額：合計5万円を上限に補助

(3) 養育費保証契約保証料補助事業

保証会社との養育費保証契約保証料を補助

内 容：公正証書や調停証書などを作成し、債務名義化されている養育費について、保証会社と1年以上の養育費保証契約を結ぶ際に支払った保証料を補助。

補助額：5万円を上限に補助